

付 議 第 1 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第36条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、教育次長が2人あるときは、予算の総括を担当する教育次長、指導の事務を担当する教育次長の順序で教育長の職務を代行する。ただし、教育次長に事故があるとき又は欠けたときは、課長の職にある職員が教育長の職務を代行するものとし、その代行する順序は、第6条第1項に規定する課の順序とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

參考資料

高知県教育委員会行政組織の一部を改正する規則議案説明

1 改正の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、教育長の職務代行者について定めるもの

2 改正の内容

(1) 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正し、教育長の職務を代行する事務局の職員を定める。

(2) 教育長職務代行者及びその順序は、次のとおりとする。

ア 第 1 順位 予算の総括を担当する教育次長

イ 第 2 順位 指導の事務を担当する教育次長

ウ 第 3 順位 課長の職にある職員(同規則第 6 条第 1 項に規定する課の順序)

3 施行期日

公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新		旧	
高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）		高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）	
(教育次長等)		(教育次長等)	
第 36 条 教育次長、子育て・親育ち推進監及び参事の職務は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。		第 36 条 教育次長、子育て・親育ち推進監及び参事の職務は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。	
職	職務	職	職務
教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。	教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
子育て・親育ち推進監	就学前教育に関する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、関係機関との連携調整に当たる。	子育て・親育ち推進監	就学前教育に関する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、関係機関との連携調整に当たる。
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2 前項の場合において、教育次長が 2 人あるときは、 <u>予算の総括を担当する教育次長、指導の事務を担当する教育次長の順序で教育長の職務を代行する。ただし、教育次長に事故があるとき又は欠けたときは、課長の職にある職員が教育長の職務を代行するものとし、その代行する順序は、第 6 条第 1 項に規定する課の順序とする。</u>			

(参照条文)

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

(教育長の事務局の統括等)

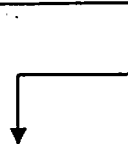
第20条 略

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第152条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。この場合において副知事又は副市町村長が2人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

- 2 副知事若しくは副市町村長にも事故があるとき若しくは副知事若しくは副市町村長も欠けたとき又は副知事若しくは副市町村長を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の長の指定する職員がその職務を代理する。
- 3 前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がいないときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する。



○ 高知県知事の職務代理者を定める規則（平成13年高知県規則第122号）

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により、知事の職務を代理する上席の職員を定めるものとする。

(上席の職員)

第2条 地方自治法第152条第2項の規定による知事の職務を代理する者がいないときの同条第3項に規定する知事の職務を代理する上席の職員は、高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第307条第1項に規定する部長の職にある職員とし、その代理する順序は、高知県部設置条例（昭和31年高知県条例第41号）に規定する部の順序とする。

(参照条文)

○ 高知県教育委員会行政組織規則 (昭和 43 年高知県教育委員会規則 6 号)

(課及びその内部組織)

第 6 条 事務局に課として、教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、新図書館整備課、文化財課、スポーツ健康教育課及び人権教育課を置く。

2 高等学校課の内部組織として、再編振興室を置く。